

岩手県選挙管理委員会告示第76号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

令和3年11月2日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

| 種別 | 施設の名称      | 所在地          | 指定年月日      |
|----|------------|--------------|------------|
| 病院 | 介護医療院 とおやま | 盛岡市下ノ橋町6番14号 | 令和3年10月25日 |